

**（仮称）鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書
に対する環境の保全の見地からの意見**

- 1 動物（哺乳類（コウモリ））の現地調査について、調査時間帯は、日没後で薄明後30分後程度から開始するとしているが、終了時間が不明であることから、専門家へのヒアリング結果を踏まえた上で、適切な調査時間を設定すること。
- 2 渡り鳥の調査について、ガン類・ハクチョウ類の大規模な夜間の渡りは短期間に行われるとともに、融雪状況に影響を受けることから、これらの状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
- 3 田光沼鳥獣保護区及び平滝沼鳥獣保護区は、オオセッカ、チュウヒ、オオジシギなど青森県レッドデータブック（2020年版）記載種の生息地であり、事業の実施に伴い、これら鳥類に影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から意見聴取した上で、飛翔ルート等について十分な現地調査を行うこと。
- 4 魚等の遊泳動物の調査について、刺網漁法は対象種が限られ、十分な調査が行えないおそれがあることから、専門家から意見聴取した上で、適切な方法を選定すること。
- 5 藻場について、水の濁りの予測結果から藻場への影響が考えられる場合や、藻場に近接して風力発電設備を設置することによる流向・流速の変化が藻場に影響を及ぼすおそれがある場合は、適切に予測及び評価を行うこと。
- 6 景観の調査地点として、世界文化遺産に登録された史跡亀ヶ岡石器時代遺跡や田小屋野貝塚等6地点を選定しているが、対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づき、ふるさと眺望点に指定されているベンセ湿原や天童山公園、津軽国定公園内に位置する呑龍岳展望台、日常の視点場であるJR五能線が存在しており、事業の実施により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらを景観の調査地点に追加すること。

7 累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目として、風車の影、動物（鳥類）、景観を選定しているが、これらの項目に係る影響のほか、騒音及び超低周波音による生活環境への影響が考えられることから、騒音及び超低周波音を累積的な環境影響が考えられる環境影響評価項目に追加し、適切な手法により予測及び評価を行うこと。